

犬猫を取扱う業者の方へ

(記載例)

犬猫を取扱う動物取扱業者は、ケージ等の規模に関する基準を遵守しなければなりません。

基準を満たすため、ご自身の取扱っている犬猫の一头について下記に記入の上、必要な飼養施設や設備の大きさを確認してください。

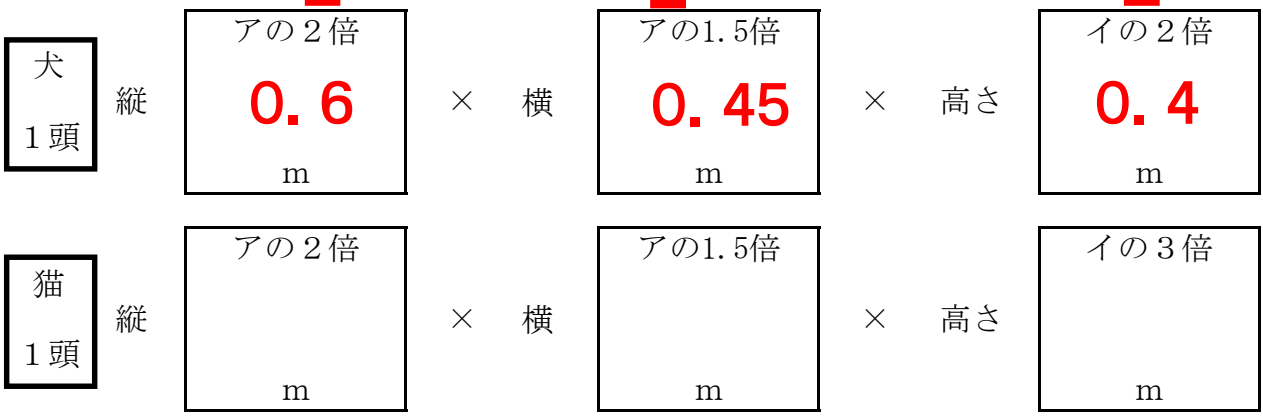
<input checked="" type="checkbox"/> 販売業 <input type="checkbox"/> 譲渡業 <input type="checkbox"/> 貸出業 <input type="checkbox"/> 展示業 <input type="checkbox"/> 譲受飼養業 <input type="checkbox"/> 保管業 <input type="checkbox"/> 訓練業	} は、① (A+B) 又は②の条件を満たすこと は、①Aの条件を満たすこと 「預かり期間が数時間～数日のトリミング・ペットホテル・訓練」や「傷病犬猫」等は 本項目の適用外
---	---

犬又は猫の大きさ 体長 **ア : 0.3** m 体高 **イ : 0.2** m

① 運動スペース分離型

A 寝床や休息場所となるケージ等

この広さ以上のケージ等が必要



※ 猫については、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とすること。

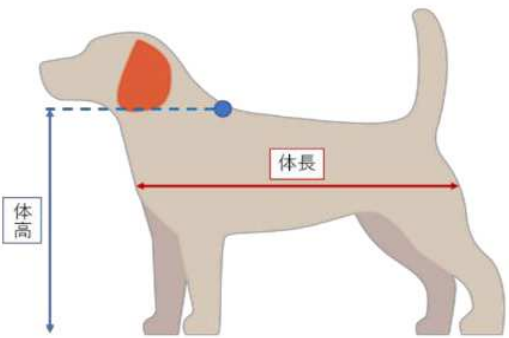
犬又は猫を複数飼養する場合

広さ：各個体に対する上記の広さの合計面積

高さ：最も体高が高い個体に対する上記の高さ

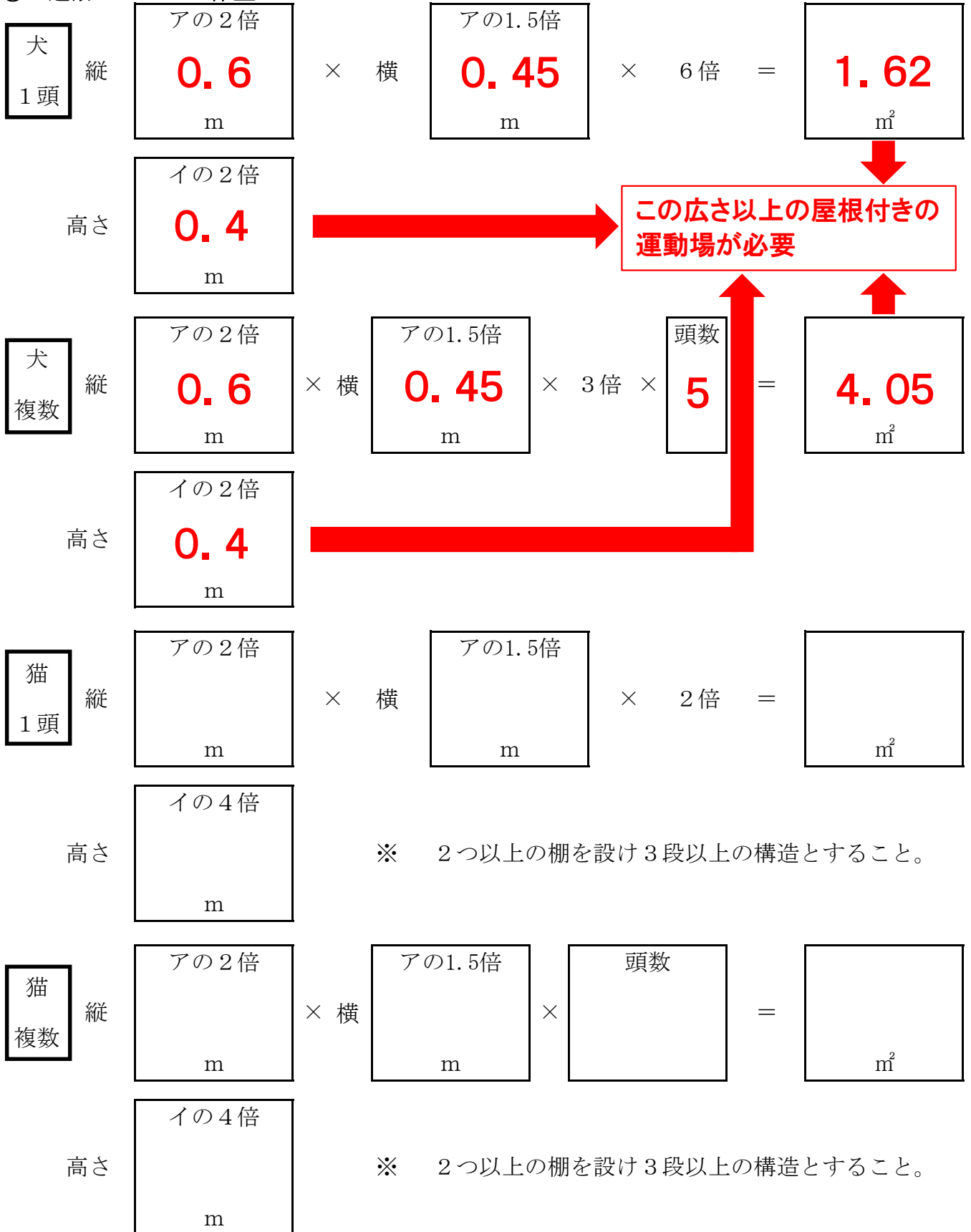
B 運動スペース

裏面②と同一以上の広さを有する面積を敷地内に確保し、常時利用可能な状態（屋根が必要）で維持管理すること（1日3時間以上、運動スペースにて運動させること）



(環境省ホームページより)

② 運動スペース一体型



※犬猫とも、繁殖時は子を除く親についてのみの面積を確保すること
(親子以外の個体の同居は不可)